

熊本市浄化槽保守点検要領

制定	昭和63年	5月23日	保健衛生局長決裁
改正	平成3年	4月1日	保健衛生局長決裁
	平成11年	4月1日	環境保全局長決裁
	平成13年	4月1日	環境保全局長決裁
	平成19年	4月1日	環境保全局長決裁
	平成22年	5月31日	浄化対策課長決裁
	平成23年	3月2日	環境保全局長決裁
	平成23年	7月1日	浄化対策課長決裁
	平成27年	3月23日	環境局次長決裁
	令和4年	3月30日	浄化対策課長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市浄化槽取扱要綱（昭和63年5月23日制定。以下「要綱」という。）第10条に規定する浄化槽の保守点検について必要な事項を定めるものとする。

(保守点検の委託)

第2条 浄化槽の保守点検は専門的な知識・技能及び器具・器材が必要であるため、浄化槽管理者は、自ら保守点検を行うことができない場合は、熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和60年条例第26号。以下「条例」という。）の規定により登録を受けた者（以下「保守点検業者」という。）に委託することができる。

2 浄化槽管理者は、501人槽以上の浄化槽については技術管理者に維持管理を監督させなければならない。

(保守点検等の内容)

第3条 保守点検及び確認の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、使用開始直前の保守点検、定期点検及び確認点検の詳細については、別記のとおりとする。

(1) 保守点検の内容 次に掲げる点検を行うものとする。

ア 使用開始直前の保守点検（環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「法規則」という。）第5条第1項による点検で、浄化槽の書類、施工、各単位装置等の作動状況の確認を行うものをいう。）

イ 定期点検（法規則第2条による点検で、各単位装置を点検し、その結果を基に汚泥の移送や返送量の調整、各装置の修理、清掃時期の判断を行うものをいう。）

ウ 確認点検（法規則第6条第5項による点検で、駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給を行うものをいう。）

(2) 浄化槽管理者の確認（管理者としての責務） 保守点検業者に委託された浄化槽であっても、ブロワ等に異常があったときは未処理の汚水が公共の水路へ放流されるため、随時確認を行い、異常が認められたときは、早急に保守点検業者へ連絡するものとする。

(保守点検の回数)

第4条 定期点検の回数は、法規則第6条の表のとおりとする。なお、定期点検（使用開始直前の保守点検を含む。）と確認点検を合わせた回数は、次の各号に掲げる浄化槽の規模に応じ、当該各号に定めるとおりとすることが望ましい。この場合において、各々の使用条件により浄化槽の正常な機能を維持することが困難な場合には、当該回数以上の保守点検を実施するものとする。

(1) 単独処理浄化槽（要綱第2条第8号に定める単独処理浄化槽をいう。） 1か月1回以上

(2) 50人槽以下の合併処理浄化槽 2か月に1回以上

(3) 51人槽以上200人槽以下の合併処理浄化槽 2週間に1回以上

(4) 201人槽以上の合併処理浄化槽 1週間に1回以上

(保守点検の基準)

第5条 保守点検の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 定期点検は、法規則第2条に定める保守点検の技術上の基準に従って行うこととし、基準に沿った定期点検の作業内容及び作業箇所を、浄化槽の区分に応じ、次のとおり定める。

ア 単独処理浄化槽 別表第1に示す作業

イ 50人槽以下の合併処理浄化槽 別表第2に示す作業

ウ 51人槽以上の合併処理浄化槽 別表第3に示す作業

(2) 確認点検の作業内容及び作業箇所は、別表第4のとおりとすること。

(3) 大臣認定型浄化槽の作業内容及び作業箇所は、処理方式が多岐にわたるため、メーカーの維持管理要領書を参考にすること。

(4) 保守点検記録票は、保守点検の内容及び処理方式に適したものを使用すること。

(5) 水質検査は、次のとおり実施すること。

ア 水質検査の項目及び回数は、処理方式ごとに別表第5に示すとおりとすること。

イ 採水は、保守点検作業の前に行うこととし、採水びんは検体で数回洗浄すること。

ウ 検査は、原則として採水後直ちに行うこと。ただし、その場で検査ができないときは、検体を冷暗所に保存し、採水後24時間以内に行うこと。

エ 検査方法は、工場排水試験方法（JIS K 0102）又は社団法人日本下水道協会の定める下水試験方法によること。

オ 自ら検査できない項目は、環境計量証明事業者等に依頼すること。

（保守点検の契約）

第6条 保守点検業者は、次の各号に留意し、浄化槽管理者と保守点検の契約を行うものとする。

(1) 浄化槽管理者に点検の回数や費用に関する十分な説明を行ない業務の理解を得る必要があること。

(2) 契約総基数は、営業所に所属する浄化槽管理士が勤務時間内に適正に保守点検できる基数であること。

(3) 適正な維持管理には、清掃及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）第11条第1項に規定する水質検査を含めた維持管理一括契約（四者契約とする。）が必要であること。

(4) 保守点検業務の再委託は責任が不明確となること。

（業務の遂行）

第7条 保守点検業者は、業務の遂行に当たって次に掲げる事項を遵守し、又は留意するものとする。

(1) 毎日の始業時に保守点検器具の点検を行うこと。

(2) 保守点検業務を行うときは、条例第9条第1項及び第2項の規定により市長の交付する資格確認証を携帯した浄化槽管理士が行い、又は監督し、できる限り浄化槽管理者に立会いを求めること。

(3) 酸素欠乏のおそれがあるときは、酸素欠乏危険作業主任者の立会いを受けること。

(4) 保守点検業務が終了したときは、浄化槽管理者に保守点検記録票を渡し、改善事項等について説明すること。

(5) 料金を受け取ったときは、内訳を記入した領収証を渡すこと。

(6) 保守点検業者名及び連絡先を表示したステッカーを浄化槽の近くに貼ること。

(7) 次に掲げる報告書について当該月分を翌月10日までに市へ提出すること。

ア 浄化槽保守点検実施報告書（別記第1号様式）

イ 浄化槽清掃依頼報告書（別記第2号様式）

（記録）

第8条 浄化槽管理者は、点検を行ったときは、点検内容ごとに、法規則第5条第2項に規定する保守点検記録票を作成し、又は保守点検業務を委託した場合は保守点検業者に作成させ、互いに3年間保存する。

附 則

この要領は、昭和63年5月25日から実施する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年5月31日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別記（第3条関係）

保守点検の内容

1 使用開始直前の保守点検

使用開始直前の保守点検においては、次の事項の確認を行う。

- (1) 実施設と届出時の書類との照合
- (2) 浄化槽周辺の状況の確認
- (3) 浄化槽内の状況の確認
- (4) 流入汚水量の確認
- (5) 各単位装置及び付属機器類の作動の状況の確認
 - ア 送風機の作動状況の確認
 - イ 流量調整装置がある場合の定量移送装置等の移送機能の確認
 - ウ 接触ばっ気槽等のばっ気攪拌の状況の確認
 - エ 汚泥移送装置の機能の確認
 - オ 逆洗装置の機能の確認
 - カ 循環装置の機能の確認
 - キ 沈殿槽における沈殿汚泥及び浮上物の移送機能の確認
- (6) 流入管きよ及び放流管きよにおける水の流れ方の状況の確認
- (7) 臭気対策の確認
- (8) 浄化槽上部の利用状況の確認
- (9) 種汚泥添加の必要性の検討
- (10) 保守点検の記録の作成
- (11) 浄化槽管理者への報告及び使用上の注意等
- (12) 運転開始

2 定期点検

定期点検においては、浄化槽の正常な機能を維持するため、次の事項を点検する。

- (1) 全般的な点検事項
 - ア 使用に関する準則の遵守の状況
 - イ 流入管きよと槽の接続及び放流管きよと槽の接続の状況
 - ウ 槽の水平の保持の状況
 - エ 流入管きよにおけるし尿、雑排水等の流れ方の状況
 - オ 単位装置及び付属機器類の設置位置の状況
 - カ スカムの生成、汚泥等の堆積、スクリーンの目詰まり、生物膜の生成その他単位装置及び付属機器類の機能の状況
- (2) 流入管きよ及び放流管きよの点検

流入管きよ、インバートます、移流管、移流口、流出口及び放流管きよ等の異物等の付着状況を点検し、異物等が付着しないようにする。ただし、異物等を取り除く作業が通常の保守作業で容易かつ安全に行えない場合や次回の保守点検時までには異物等が再び付着し、処理機能に支障が生じる恐れのあるときは、清掃時期である判断するとともに必要な措置（たとえば修理や改善工事）を講じる。
- (3) 原水ポンプ及び放流ポンプの保守点検

原水ポンプ槽（中継ポンプ槽を含む）が設けられている場合は、ポンプの作動状況及び汚泥等の蓄積状況を点検し、浄化槽の処理機能に支障が生じないように流入汚水量の時間変動を調整する等必要な措置を講じる。また、スクリーンを有する原水ポンプ槽が設けられている場合は、スクリーンの異物等の付着状況を点検し、スクリーンが閉塞しないようにする。放流ポンプ槽が設けられている場合は、ポンプの作動状況及び汚泥等の蓄積状況を点検し、処理水が逆流しないようにする等必要な措置を講じる。
- (4) 付属機器類の保守点検

機械、電気計装設備及び計測機器は、日常の点検を的確に行うことによって故障を未然に防止し、適切な運転が可能となる。また、定期的に消耗品等の交換、補充等の保守を行う。さらに、異常の発生に対して速やかな対応が取れるように消耗品の保管や緊急時の対応マニュアル等を作成しておく。
- (5) 浄化槽周辺の状況の点検

悪臭ならびに騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようにするため、騒音及び振動の発生状

況、臭気並びに蚊、ハエ等の発生状況を点検するとともに、必要な措置を講じる。

(6) 消毒槽の保守点検

消毒槽では、沈殿物の生成状況及び消毒の実施状況等を点検し、消毒剤の補充等必要な措置を講じる。ただし、沈殿物が生成し、かつ放流水に濁りが認められる時は直ちに清掃を行う必要があると判断する。

(7) 水質管理

流入汚水量及び循環液量並びに各単位装置流出水、接触曝気槽等生物反応槽の水質について、現場において測定し、記録することにより、施設の稼働状況、負荷状態等を把握し、処理機能が正常に発揮されるように保守点検を行う。なお、測定や記録に当たっては、目的に応じた適切な精度を有する方法を用いることとする。

3 確認点検

確認点検においては、浄化槽の機能を維持するため、次の事項を点検する。

- (1) 槽全体の水位確認
- (2) 送風機の作動状況の確認
- (3) 流量調整装置がある場合の定量移送装置等の移送量の確認
- (4) 接触ばっ気槽等のばっ気攪拌の状況の確認
- (5) 汚泥移送装置の移送量の確認
- (6) 逆洗装置の稼働の確認
- (7) 循環装置の循環水量の確認
- (8) 沈殿槽における浮上物の返送
- (9) 消毒薬の補充

別表第 1 (第 5 条関係)

単独処理浄化槽定期点検基準

区分	部 位	作 業 内 容
共 通	配管など	流入管、放流管、インバートます等が閉塞しているときは、土砂等を除去する。流入管、放流管の接続状況を確認する。
	マンホール	マンホールの蓋、スラブが破損しているときは、修理するか取り替える。
	各室の水位	各室の水位に異常があるときは、原因を調査し対策をとる。
	排気口など	夾雑物を除去し、通気を良くする。防虫網を補修する。
	消毒室	底に付いた不溶解物を除去し、薬剤を補給する。
	放流ポンプ	放流量を確認し、異常音、発熱等があるときは、原因を調査し対策をとる。
	放流水	浮遊物、沈殿物、色相、臭気を観察し、異常があるときは原因を調査し対策をとる。
	放流先	放流先に汚泥などが堆積しているときは、原因を調査し対策をとる。
	その他	異物が混入していないか点検する。害虫の発生が著しいときは駆除する。
腐 敗 型	多室タンク	スカムの生成状況を観察し、第 2 室以降に多量のスカムが生じているときは、原因を調査し対策をとる。
	変形 2 階タンク	沈殿室のスカムを消化室へ戻す。沈殿室のホップ、スロットに付いた汚泥や異物を消化室へかき落とし、越流堰やバツフルを掃除する。
	散水ろ床	散水といに付いた汚泥や異物を腐敗室へ戻す。ろ床の軽い目詰まりは、圧力水で洗浄する。
	平面酸化床	ろ材に付いた異物を腐敗室へ戻す。
	その他	希积水栓を点検し、注水量の調整を行う。
ば っ 気 型	沈殿分離室	スカムの生成状況を観察し、スカム厚及び汚泥厚を測定する。必要なときは、汚泥を引抜く。
	ばっ気室	ばっ気状態に異常があるときは、原因を調査し対策をとる。汚泥沈殿率を測定し、必要なときは汚泥を引抜く。活性汚泥が生成していないときは、種付けをする。攪拌装置を点検する。
	接触ばっ気室	ばっ気状態に異常があるときは、原因を調査し対策をとる。逆洗により生物膜を剥離させ、返送装置があるものは沈殿した汚泥を沈殿分離室へ強制移送する。
	沈殿槽	スカムや夾雑物を沈殿分離室へ戻す。沈殿槽で旋回流が起きているときは、原因を調査し対策をとる。越流堰のレベルを調整する。
	ブロワ	異常音、振動、発熱などがあるときは、原因を調査し対策をとる。振動部にオイルなどを補給する。3 か月に 1 回以上エアフィルターを掃除する。エア量が減少したときは、エア配管からの漏れ、散気管の詰まりまたはダイヤフラム弁の劣化等を調査し適切な対策をとる。

別表第2（第5条関係）

合併処理浄化槽（50人槽以下）定期点検基準

区分	部 位	作 業 内 容
共 通	配管など	流入管、放流管、インバートます等が閉塞しているときは、土砂等を除去する。流入管、放流管の接続状況を確認する。
	マンホール	マンホールの蓋、スラブが破損しているときは、修理するか取り替える。
	各槽の水位	各槽の水位に異常があるときは、原因を調査し対策をとる。
	1次処理槽 （沈殿分離槽など）	スカムの生成状況を観察し、スカム厚、堆積汚泥厚を測定する。多量なスカム・堆積汚泥が生じている場合は、原因を調査し、対処する。
	2次処理槽 （生物処理槽）	ばっ気状態に異常があるときは、原因を調査し対策をとる。 槽内の上部、中部（接触材真中）、底部のDOを測定・記録し、散気状態に異常があるときは、散気管の調整並びに洗浄を行う。 底部に堆積汚泥が認められるときは、逆洗により生物膜を剥離させ、返送装置があるものは沈殿した汚泥を沈殿分離槽・嫌気ろ床槽へ強制移送する。
	生物ろ過槽等	スカムや夾雑物を沈殿分離槽・夾雑物除去槽などへ戻す。 沈殿槽で旋回流が起きているときは、原因を調査し対策をとる。 越流堰のレベルを調整する。
	消毒槽	処理水と薬剤の接触状況を確認・調整を行い、薬剤を補給する。
	放流ポンプ	放流量を確認し、異常音、発熱等があるときは、原因を調査し対策をとる。
	放流水	浮遊物、沈殿物、色相、臭気を観察し、異常があるときは原因を調査し対策をとる。
	放流先	放流先に汚泥などが堆積しているときは、原因を調査し対策をとる。
その他	異物が混入していないか点検する。害虫の発生が著しいときは駆除する。	
単 位 装 置	沈殿分離槽	流出水の浮遊物質等が著しく増加し、生物処理槽の機能に影響が生じていないか確認する。
	脱窒ろ床槽 嫌気ろ床槽	閉塞による死水域、短絡流が生じていないか確認し対応を行う。 流出水の浮遊物質等が著しく増加し、生物処理槽の機能に影響が生じていないか確認する。
	硝化用接触槽 脱窒用接触槽	溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度を適正に保持する。 循環装置並びに循環水量に異常がないか確認・調整する。
	ブロワ	異常音、振動、発熱などがあるときは、原因を調査し対策をとる。振動部にオイルなどを補給する。エアフィルターを掃除する。エア量が減少したときは、エア配管からの漏れ、散気管の詰まり又はダイヤフラム弁の劣化等を調査し適切な対策をとる。

※ 浄化槽製造メーカーによる維持管理上の留意事項を参考にすること。

別表第3（第5条関係）

合併処理浄化槽(51人槽以上)定期点検基準

区分	部 位	作 業 内 容
共 通	沈砂槽	堆積した土砂を貯留槽へ移す。ばっ気沈砂槽では、エアリフトポンプで排砂操作を行う。
	スクリーン	夾雑物を除去し、受けかご又は汚泥貯留槽に入れる。チェーン及びかき上げ爪を調整し、駆動部に注油する。
	破砕装置	異常音、振動、閉塞があるときは、原因を調査し対策をとる。切断歯を交換する。駆動部に注油する。
	原水ポンプ	異常音、発熱などがあるときは、原因を調査し対策をとる。切断歯を交換する。駆動部に注油する。
	流量調整槽	移送ポンプ、液面制御装置、汚水計量装置を調整し、汚水が適正に移送できるようにする。夾雑物、オイルボールを除去し、受けかご又は汚泥貯留槽に入れる。非常用ポンプを試運転する。
	沈殿分離槽	スカムの生成状況を観察し、スカム厚、汚泥厚を測定する。必要なときには、汚泥を引抜く。
	沈殿槽	水面のスカムをスカムスキマーで除去する。電磁弁及びタイマーの作動状況を確認する。汚泥返送量を調整する。汚泥かき寄せ機の回転状況を点検する。越流堰の水平を点検する。
	汚泥濃縮槽	濃縮汚泥を汚泥貯留槽へ移送する。脱離液を流量調整槽又はばっ気槽へ移送する。
	汚泥濃縮貯留槽	攪拌状況を点検する。濃縮時に静止させて脱離液を流量調整槽へ移送する。必要なときには、汚泥を引抜く。
	汚泥貯留槽	必要なときには、汚泥を引抜く。
	消毒槽	残留塩素が0.2 mg/l以上になるように調整する。
	放流ポンプ	放流量を確認し、異常音、発熱等があるときは、原因を調査し対策をとる。
	電気設備	操作盤、制御装置、メーター等の絶縁抵抗試験を3か月に1回以上行う。
	その他	各槽の水位に異常があるときは、原因を調査し対策をとる。害虫が異常発生しているときは、駆除する。
単 位 装 置	2階タンク	沈殿室のホッパー、スロットに付いた汚泥や異物を除去する。越流堰やバップルを掃除する。
	散水ろ床	分水装置の返送水を調整する。ノズルが閉塞しているときは、目詰まりを除去する。ろ床の軽い目詰まりは、圧力水で洗浄する。散水が15分以上停止しないように、散水ポンプ、分水ポンプ、液面制御装置を調整する。防虫網を補修する。
	ばっ気槽	混合液の色相、臭気、発泡、フロックの生成状況を観察する。汚泥沈降率を測定する。汚泥が沈降しないときや活性汚泥が生成しないときは、機能試験をして機器の補修や汚泥の種付けを行う。攪拌装置を調整する。
	接触ばっ気槽	接触材の固定状況、散水装置を点検する。定期的に逆洗し、剥離汚泥を沈殿分離槽へ移送する。
	回転板接触槽	回転板の固定及び回転状況を点検する。生物膜が肥厚しているときは、強制剥離後、沈殿分離槽へ除去する。駆動部に注油する。
	ブロワ	異常音、振動、発熱などがあるときは、原因を調査し対策をとる。駆動部にグリース、オイルを補給する。ベルトを調整する。エアフィルターを清掃する。

※ 浄化槽製造メーカーによる維持管理上の留意事項を参考にすること。

別表第4（第5条関係）

単独処理・合併処理浄化槽確認点検基準

区分	部 位	作 業 内 容
共 通	マンホール	マンホールの蓋が破損しているときは、修理するか取り替える。
	各室の水位	各室の水位に異常があるときは、原因を調査し対策をとる。
	2次処理槽 (生物処理槽)	ばっ気状態に異常があるときは、原因を調査し対策をとる。 散気状態に異常があるときは、散気管の調整並びに洗浄を行う。
	沈殿槽等	スカムが浮上していたら、沈殿分離槽・夾雑物除去槽などへ戻す。
	消毒室	薬剤を補給する。
	放流水	水質や臭気等に異常があるときは原因を調査し対策をとる。
単 位 装 置	定量移送装置等	定期点検時の移送量に変化がないか確認・調整する。
	逆洗装置	逆洗装置を手動で稼働し、逆洗状況の確認・対処する。
	循環装置	循環装置並びに循環水量に異常がないか確認・調整する。
	汚泥移送装置	汚泥移送装置並びに汚泥移送量に異常がないか確認・調整する。
	ブロワ	稼働状況の確認をし、異常音、振動、発熱、ベルトのすべりなどがあるときは、原因を調査し対策をとる。 タイマーの設定の確認。

※ 浄化槽製造メーカーによる維持管理上の留意事項を参考にすること。

別表第5（第5条関係）

水質検査基準

項目		区分	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽		
				5~50人槽	51~200人槽	201人槽以上
流入水	水量			必要なときに調査	必要なときに調査	必要なときに調査
	BOD			必要なときに検査	必要なときに検査	必要なときに検査
出嫌気ろ床槽流	pH 透視度 亜硝酸イオン 臭気 外観		定期的検査			
ばっ気槽	SV30	定期的検査				
	MLSS					
	pH 水温 DO 臭気 外観	定期的検査		定期的検査	定期的検査	定期的検査
接触ばっ気槽	pH 水温 DO 臭気 外観	定期的検査	定期的検査	定期的検査	定期的検査	定期的検査
	透視度 亜硝酸イオン					
沈殿槽流出水	pH 透視度 亜硝酸イオン 外観 臭気	定期的検査	定期的検査	定期的検査	定期的検査	定期的検査
	BOD			おおむね3か月に1回以上検査	おおむね3か月に1回以上検査	
	SS					
	塩化物イオン	必要なときに検査				
放流水	残留塩素	定期的検査	定期的検査	定期的検査	定期的検査	定期的検査
	大腸菌群数					おおむね3か月に1回以上検査(501人槽以上)

※ (1) 「定期的検査」とは、定期点検の際に検査することを意味する。

(2) 「必要なとき」とは、維持管理上で検査や調査の必要が生じたときである。

年 月 日

熊本市長宛

業者名

浄化槽保守点検実施報告書(年 月分)

区分		新規	中止	増減	先月までの契約数	現契約数(累計)	備考
単 独							
合 併	50人槽以下						
	51人槽以上						

- 注意 1 この報告書は、当該月分を翌月10日までに提出すること。
- 2 51人槽以上の合併処理浄化槽保守点検基数に変更があった場合は、その事業所名を備考欄に記入すること。

添付書類 保守点検変更報告書

別記第1号様式(2)(第7条関係)

保守点検変更報告書

業者名： _____

_____年 _____月分

報告日	区分	設置者又は 建物の名称	設置場所	浄化槽				備考
				メーカー	種別	型式	人槽	
					単独・合併			
					単独・合併			
					単独・合併			
					単独・合併			
					単独・合併			
					単独・合併			
					単独・合併			
					単独・合併			
					単独・合併			
					単独・合併			
					単独・合併			

区分=1:新規、2:解約、3:下水道直結、4:家屋解体、5:その他

年 月 日

熊本市長宛

業者名

浄化槽清掃依頼報告書 (年 月分)

依頼先の清掃業者	依頼件数
合 計	

- 注意 1 この報告書は、当該月分を翌月 10 日までに提出すること。
2 単独処理浄化槽、合併処理浄化槽を対象とする。

添付書類 清掃依頼報告書詳細

